

第2編 全体構想



第1章：都市計画の目標

1. 都市づくりの理念と目標

旧市・村で策定した都市計画マスタープランでは、以下のような将来都市像が定められていました。

旧下妻市：安全で快適な交流拠点都市

旧千代川村：千代の水…ともにふれあい、のびやかに歩む田園文化の里：ちよかわ

「旧下妻市」「旧千代川村」の合併により誕生した新下妻市の目指すべき総合的な行政目標として「第6次下妻市総合計画」が策定されました。

この中で、基本理念及びこれに基づく将来像が定められています。基本理念で示されているまちづくりへの取組の考え方は、下妻市の総合的なまちづくりの課題で整理した内容と合致しています。また、都市計画マスタープランは、総合計画における「都市づくり」の分野を具体化する計画であることから、「第6次下妻市総合計画」に定められている将来像を共有することが望ましいと考えられます。

そこで、「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～」を、都市計画マスタープランにおける将来都市像として掲げ、次の3つを都市づくりの施策展開の目標とし、市民と行政が協働して実現していきます。

- **いつまでも暮らしたい 誰もが安心できるやさしいまちづくり**
- **豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり**
- **市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり**

第6次下妻市総合計画の基本理念と将来像

〔基本理念〕

- 生涯を下妻市で過ごすことのできる、住みよいまちづくりを進めます。
- 自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます。
- 市民の活躍を促し、地域社会に活力のあるまちづくりを進めます。

〔将来像〕

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま
～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～

- 私たちは、この「下妻」で、人と自然が共生しながら、誰もが健康で、快適に住み続けられるまちを目指します。
- そのために、市民と行政が共に地域・社会づくりに取り組み、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組みます。

2. 人口等の目標

(1) 将来人口の目標

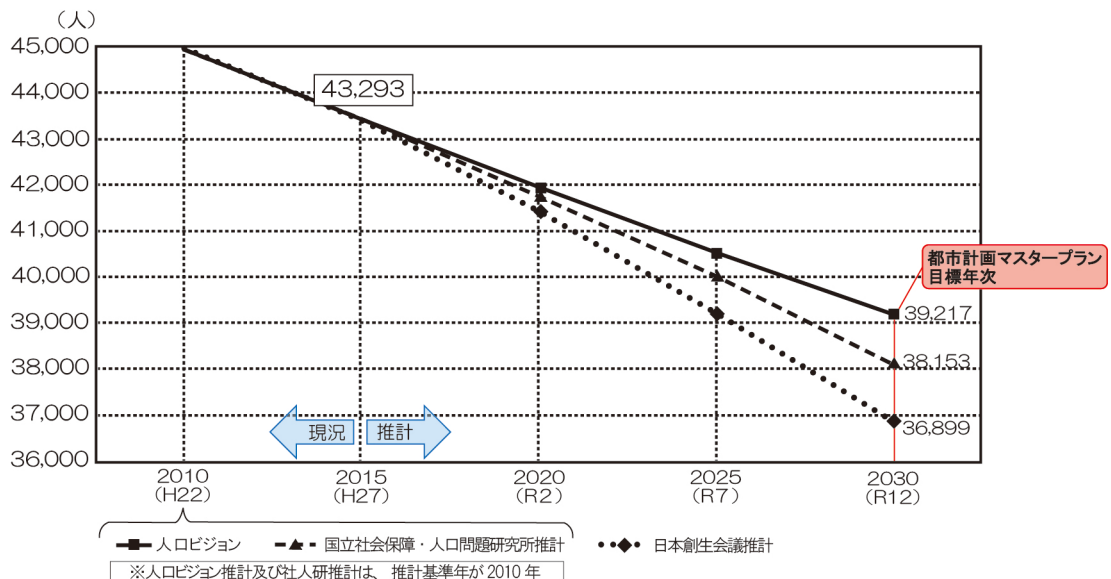
本市では、平成 27 年度（2015 年度）に策定した人口ビジョンにおいては、人口減少の現状や将来展望の調査・分析から地域に与える影響などを踏まえ、人口減少を抑制していくための将来の目標と目指すべき方向性を定め、将来人口の見通しを次のとおりに設定しています。

〈人口ビジョンにおける将来人口の見通し〉

	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
人口推計	44,987 人	41,951 人	39,217 人	36,491 人	33,852 人	31,773 人

本都市計画マスタープランにおいては、本市の長期的な将来人口の見通しとなる「下妻市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を踏まえ、目標年次となる令和 12 年（2030 年）の総人口を約 39,200 人に想定します。

〈将来人口の見通し〉



3. 将来都市構造

(1) 土地利用の枠組み

本市では、豊かな農地や自然及びこれらと調和した集落が広がり、その中に下妻駅、宗道駅を中心とした比較的コンパクトな市街地が形成されています。

今後ともこれらの枠組みを維持することを基本としますが、将来都市像を実現するために必要であり、周辺の良い環境を阻害しない都市的な土地利用については、実現すべき土地利用として位置づけます。

〔市街地ゾーン〕

現在用途地域が指定されている地域（工業系除く）を市街地ゾーンとして位置づけ、その環境の整備・改善・保全を促進します。

また、長塚南部地区、下妻東部地区についても市街地ゾーンとして位置づけ、その環境の整備を促進します。

〔産業ゾーン〕

整備済の工業団地、高道祖地区やしもつま鯨工業団地及び一団の商業施設を産業ゾーンとして位置づけ、産業環境の維持・増進を促進します。

また、新たに古沢地区を産業ゾーンとして位置づけ、その環境の整備を促進します。

さらに、その他の地域においても都市計画の柔軟な対応により、産業ゾーンを確保し、計画的な土地利用の誘導を図ります。

〔新たな発展ゾーン〕

下妻市役所及びその周辺や、下妻地方広域事務組合所有地（フィットネスパークきぬ）周辺を新たな発展ゾーンとして位置づけ、下妻市の中心にふさわしい土地利用の実現を目指します。

特に、下妻市役所及びその周辺では、これまでの分庁舎方式（本庁舎、第二庁舎、千代川庁舎）から行政機能・市民サービスの効率化に向けての集約化のほか、現下妻市役所に隣接する市民文化会館や下妻公民館、保健センター等の公共公益施設の複合化を進めます。

〔緑と水辺のゾーン〕

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や河川緑地、平地林を活かした公園などを緑と水辺のゾーンとして位置づけ、市民や広域を対象とした憩いの場として質の高い緑地景観の整備・保全を行います。

〔田園住宅ゾーン〕

蚕飼地区の「田園居住推進ゾーン」として位置づけられている地区を田園住宅ゾーンとして位置づけ、周辺の農地と調和しゆったりとした居住環境を持つ地区として育成します。

〔農地・集落ゾーン〕

その他のゾーンは農地・集落ゾーンとして位置づけ、優良農地や平地林の保全を図るとともに、これらと調和した集落環境の保全・改善を進めます。

(2) 交流や活動の拠点

次のような交流や活動の拠点を配置し、育成していきます。

〔広域行政拠点〕

水戸地方裁判所下妻支部、水戸地方検察庁下妻支部周辺の道路の整備等を図り、広域行政拠点としての機能を維持・増進します。

〔新たなまちの魅力拠点〕

新たな発展ゾーンの公共公益機能の集約化・複合化による機能強化と、これらと連携して新たなまちの魅力を育む機能を育成し、新たなまちの魅力拠点を形成します。

〔生活拠点〕

下妻市役所及びその周辺、千代川庁舎及びその周辺の行政・文化・運動施設の適切な維持管理を図り、地域生活拠点としての機能の維持・増進を図ります。

〔地域生活拠点〕

生活圏のまとまり（上妻地区、大宝地区、騰波ノ江地区、高道祖地区、下妻地区、総上地区、豊加美地区、大形地区、宗道地区、蚕飼地区）に対応して身近な生活拠点を位置づけ、身近な生活利便施設や地区レベルの公共公益施設の集約立地に努めます。

〔総合拠点〕

商業施設等が立地する中心市街地の商業環境や居住環境の改善を図り、商業・業務や居住機能が複合する総合拠点としての魅力を高めます。

〔楽しみふれあい拠点〕

豊かな自然や風土を活かした公園（砂沼広域公園、ビアスパークしもつま、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校、やすらぎの里しもつま）の整備・充実や筑波サーキットなどの施設の充実を促進し、広域からも多くの人を訪れ、楽しみふれあえる拠点としての魅力を高めます。

〔情報発信と交流の拠点〕

広域交通軸である国道294号沿いに立地する道の駅しもつま、やすらぎの里しもつまの整備・充実を図り、市の産業、観光、文化などの情報の発信と交流の拠点としての機能を強化します。

〔歴史と文化の拠点〕

国の重要文化財にも指定され古くからの歴史と文化が栄えたおかげを今に伝える大宝八幡宮や大宝城跡及び茨城の自然100選にも選ばれている境内の森を持つ宗任神社の歴史的環境の保全や整備などの促進により、歴史と文化を伝える拠点としての魅力を高めます。

また、ふるさと博物館の機能の維持・増進を図ります。

(3) 都市の軸

〔広域交通軸〕

下妻市と周辺の主要な都市を連絡する国道、主要地方道などを広域交通軸として位置づけ、拡幅整備等により機能を強化します。

- 南北方向：国道 294 号、主要地方道結城下妻線、(仮称) 鬼怒川ふれあい道路
- 東西方向：国道 125 号、主要地方道つくば古河線

〔都市交通軸〕

主要な拠点を支え、都市の骨格を形成する主要都市幹線道路を都市交通軸として位置づけ、拡幅整備等により機能を強化します。

〔シンボル軸〕

国道 294 号と新たなまちの魅力拠点を結ぶシンボル性の高い道路を整備します。

〔水と緑の軸〕

鬼怒川、小貝川の河川空間を活用して、水辺空間と親しむことのできる環境を整備します。

〔回遊のネットワーク軸〕

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や様々な交流の拠点を、ウォーキングコースやサイクリングロード、平地林、広大な田園地帯や畑作地帯により有機的に連携し、市内をめぐる回遊のネットワーク軸を形成します。

◆都市構造図



【土地利用の枠組み】

- 市街地ゾーン
- 産業ゾーン
- 新たな発展ゾーン
- 緑と水辺のゾーン
- 田園住宅ゾーン
- 農地・集落ゾーン

【交流や活動の拠点】

- 広域行政拠点
- 生活拠点
- 地域生活拠点
- 総合拠点
- 楽しみられあい拠点

- 情報発信と交流の拠点
- 歴史と文化の拠点

【都市の軸】

- 広域交通軸
- 都市交通軸
- シンボル軸
- 水と緑の軸
- 回遊のネットワーク軸



第2章：都市づくりの基本方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

次のような基本的な方針に基づき、計画的な土地利用を推進します。

〔魅力ある市街地の育成〕

下妻市は、城下町、宿場町、舟運の拠点、映画等の娯楽のまち、県西地方の政治・経済・文化の中心地など、多面的な顔を持つ都市としての歴史を持ち、様々な機能の集積が見られます。しかし、都市的基盤整備は立ち遅れている面もあり、その環境改善が望まれています。

既成市街地において、既存の基盤や資源を活かしながら環境の改善を行い、魅力ある市街地を育成します。

〔都市の活力を育む都市機能の育成〕

下妻市には、第1次・2次・3次産業のそれぞれ一定規模の集積がありますが、近年は人口の減少や産業の停滞等、都市活力は停滞傾向にあります。加えて、高齢化の進展や経済の低迷による税収の減少、女性や高齢者の社会参加の場の必要性等に対応して、都市の活力を育む産業や就業の場を育成していくことが必要となります。

そのため、魅力ある商業地、新たな工業・流通業務地、交流機能等、都市の活力を育む都市機能を育成していきます。

〔豊かな自然と調和した集落環境の保全と改善〕

鬼怒川及び小貝川沿いの低地に広がる水田、その間に展開する台地の平地林、畑及び集落地等、豊かな自然に支えられて生活の場が形成されていることが、本市の土地利用上の特徴となっています。

今後ともこれらの自然を極力保全するとともに、これらと調和した集落環境の保全・改善を進めます。

(2) 土地利用の類型と配置方針

土地利用の基本的な方針に基づき、目標となる土地利用を次の13に区分、配置し、用途地域等の地域地区の指定や地区計画等により計画的に誘導していきます。

また、地域の特性に応じた特定用途制限地域の指定なども活用しながら合理的な土地利用を図ります。

〔市街地〕

a. 商業業務地

下妻駅西側の商業施設が立地する栗山、上町、三道地、西陣旭、新町の商店会、下妻駅東側の駅前通り沿道、及び宗道の主要地方道つくば古河線沿道等を商業業務地として位置づけ、以下のような環境整備と機能育成により活性化を図ります。

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律」による支援措置も活用しつつ、建築物の共同建替え等による建物の更新や商業活動を支える道路の拡幅整備、高齢者や障害者にとってもやさしい安心安全な買物空間整備、蔵等の地域資源を活かした特徴ある景観づくりを進めるとともに、既存商業・サービス機能の再編・活性化、都市居住機能の強化を図ります。

b. 沿道複合地

国道125号及び県道谷和原筑西線の沿道を沿道複合地として位置づけ、自動車交通の利便性を活かした商業業務施設の立地を誘導します。

誘導にあたっては、周辺の居住環境に配慮するとともに、魅力ある沿道景観の形成に努めます。

c. 工業・流通業務地

整備済のつくば下妻工業団地、ニューつくば下妻工業団地、つくば下妻第二工業団地、大木工業団地、藤花工業団地、五箇工業団地、しもつま桜塚工業団地、しもつま鯨工業団地を工業・流通業務地として位置づけ、その操業環境を維持・整備するとともに企業誘致を進め、生産機能等の強化に努めます。

さらに、首都圏中央連絡自動車道の整備効果・利用需要を的確に受け止めるため、古沢地区を工業・流通業務地として位置づけ、その操業環境の整備を促進します。

d. 複合機能誘導地

しもつま桜塚工業団地の周辺地区、古沢地区の工業・流通業務地の隣接地、石の宮地区の下妻市開発公社所有地を複合機能誘導地として位置づけ、工業・流通機能や居住機能等を支える環境の整備と機能の立地を促進します。

e. 中密度住宅地

比較的高い密度の住宅地となっている既存の住宅地を、一定範囲の商業業務施設も立地する中密度住宅地として位置づけ、建築物の適正な建替誘導や都市基盤の整備を進めます。

f. 低密度住宅地

その他は、戸建て住宅を中心とする低密度住宅地として位置づけ、居住環境の改善等を進めます。

また、空閑地が多い下妻東部地区については、土地区画整理事業による面的な基盤整備を促進します。

〔農業・集落地〕

g. 田園住宅地

蚕飼地区の一部については、農地と調和したゆとりある居住環境を持つ田園住宅地として位置づけ、その実現に努めます。

h. 集落地

市街地外の緑地や農地と一体となった集落地は、良好な環境の保全を図るとともに、市街地との連絡、環境との調和に配慮しつつ、生活環境の改善・整備を進めます。

i. 農地

鬼怒川、小貝川等の河川沿いに広がる一団の水田や台地部の一団の畑は、農業生産空間として優良農地の保全と農業生産基盤の整備を進めます。

〔その他〕

j. 公園緑地

既存の砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校、やすらぎの里しもつま、千代川運動公園・緑地公園等の一団の公園緑地は、交流の拠点として、公園機能の維持・増強に努めます。

k. 公共公益施設用地

比較的規模の大きな公共公益施設については、その環境の維持に努めるとともに、避難地等としての活用を図ります。

また、新市としての行政機能を強化するため、下妻地方広域事務組合所有地（フィットネスパーク・きぬ）周辺において、行政施設の整備を検討し、その実現に努めます。

l. その他の施設用地

道の駅しもつま、やすらぎの里しもつま、ピアスパークしもつま、筑波サーキット、Waiwai ドームしもつま、さん歩の駅サン SUN さぬま等については、交流の拠点として、周辺環境の改善、関連施設との連携強化に努めます。

m. 河川

鬼怒川、小貝川、糸繰川、高木川、北台川、内沼川、山川、八間堀川等については、水質の浄化や河川環境の美化、川沿いへの歩行空間の整備等を進め、水と親しむことのできる環境を育成します。

2. 交通体系整備の方針

(1) 交通体系整備の基本的な方針

次のような基本方針に基づき、体系的な交通基盤の整備を進めます。

〔広域と連携する道路網の整備〕

都市づくりは各市町村単独で進めることは難しく、広域的な機能分担と連携を基本として進める必要があります。加えて、首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備により高まる広域的なポテンシャルを適切に受け止めることも必要です。

そのため、下妻市と周辺市町及び広域との連携を強化する道路の整備を促進します。

〔都市を支える体系的な道路網の整備〕

本市では、中心となる市街地が2か所に分かれ、また様々な拠点が分散立地しています。加えて、鉄道が中央部を南北に走っており、拠点間の連携や都市の一体性を強化していく必要があります。そのため、都市を支える骨格的な道路を適切に整備します。

また、都市を支える骨格的な道路と連携して、中心となる市街地を支える道路を適切に整備します。

〔公共交通の利便性向上と地域の生活交通の利便性・安全性の向上〕

高齢社会においても、誰もが快適にまちに出て活発な活動を行うことができるよう、公共交通の利便性の向上や地域の生活交通の利便性と安全性の向上を図ります。

〔自然・歴史環境にふれあう交通ネットワークの形成〕

豊かな水や緑などの自然環境、寺社等の歴史環境を、市民や市外から訪れる人々の交流に活かしていくため、主要な資源を歩行者専用道路、サイクリング道路、歩行者環境に配慮した生活道路などで結ぶ歩行者系交通ネットワークを形成します。

(2) 道路整備の方針

交通体系整備の基本方針に基づき、道路の段階構成と配置を次のように計画し、その整備を推進します。

a. 広域幹線道路

周辺市町との円滑な連絡を確保するため、国道294号、国道125号、主要地方道結城下妻線、主要地方道つくば古河線、（仮称）鬼怒川ふれあい道路を広域幹線道路として位置づけ、未整備区間や新たに拡幅が必要な区間の整備を進めます。

b. 都市幹線道路

b-1. 主要都市幹線道路

広域幹線道路と連携するとともに主要な拠点を支える都市の骨格となる道路を、主要都市幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備を進めます。

- 旧市・村の連携強化：県道谷和原筑西線、県道下妻常総線、都市計画道路大貝・下川原線、同鬼怒・鎌庭線
- 鉄道東西の連絡強化：県道山王下妻線、広域農道（グリーンライン）、都市計画道路南原・平川戸線

- 下妻市街地の主要な骨格形成：都市計画道路駅前・長塚線、同駅前・田町線、県道谷和原筑西線、砂沼東側の市道等
- その他：県道下妻真壁線、県道赤浜谷田部線、県道沼田下妻線、県道皆葉崎房線等

b-2. 都市幹線道路

主要都市幹線道路と連携して、主に市街地を支える道路を都市幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備を進めます。

また、都市計画道路の長期未着手路線の見直しの検討を進めます。

- 下妻市街地を支える：都市計画道路東部東通り線及び新規延伸路線、都市計画道路東部中央通り線、都市計画道路駅前・田町線（主要な都市幹線道路部分を除く）、都市計画道路仲町・大町線、都市計画道路大町・坂本線、都市計画道路大町・本宿線、都市計画道路小島・西町線、都市計画道路駅前・西町線、都市計画道路駅前・峯線等
- 宗道市街地を支える：宗道駅へのアクセス道路
- その他：都市計画道路南原・平川戸線と都市計画道路大町・坂本線の間にあつて砂沼と大宝を結ぶ市道及び大宝駅へのアクセス道路、騰波ノ江駅へのアクセス道路、国道 294 号から新たな交流拠点に向かう軸となる道路、国道 294 号としもつま鯨工業団地を結ぶアクセス道路

c. 地区幹線道路

a、b 以外で市街地の環境改善等と連動して必要となる主要な道路を、地区の生活交通等をさばく地区幹線道路として位置づけ、その整備を進めます。

(3) 公共交通の整備方針

高齢化に伴う交通弱者の増加に適切に対応するとともに、車交通による環境に対する負荷を軽減するため、公共交通の利便性を高めるとともに、利用促進に努めます。

a. 鉄道交通

関東鉄道常総線の運行ダイヤの維持・改善を鉄道事業者に要請し、鉄道の利便性向上と利用促進に努めます。

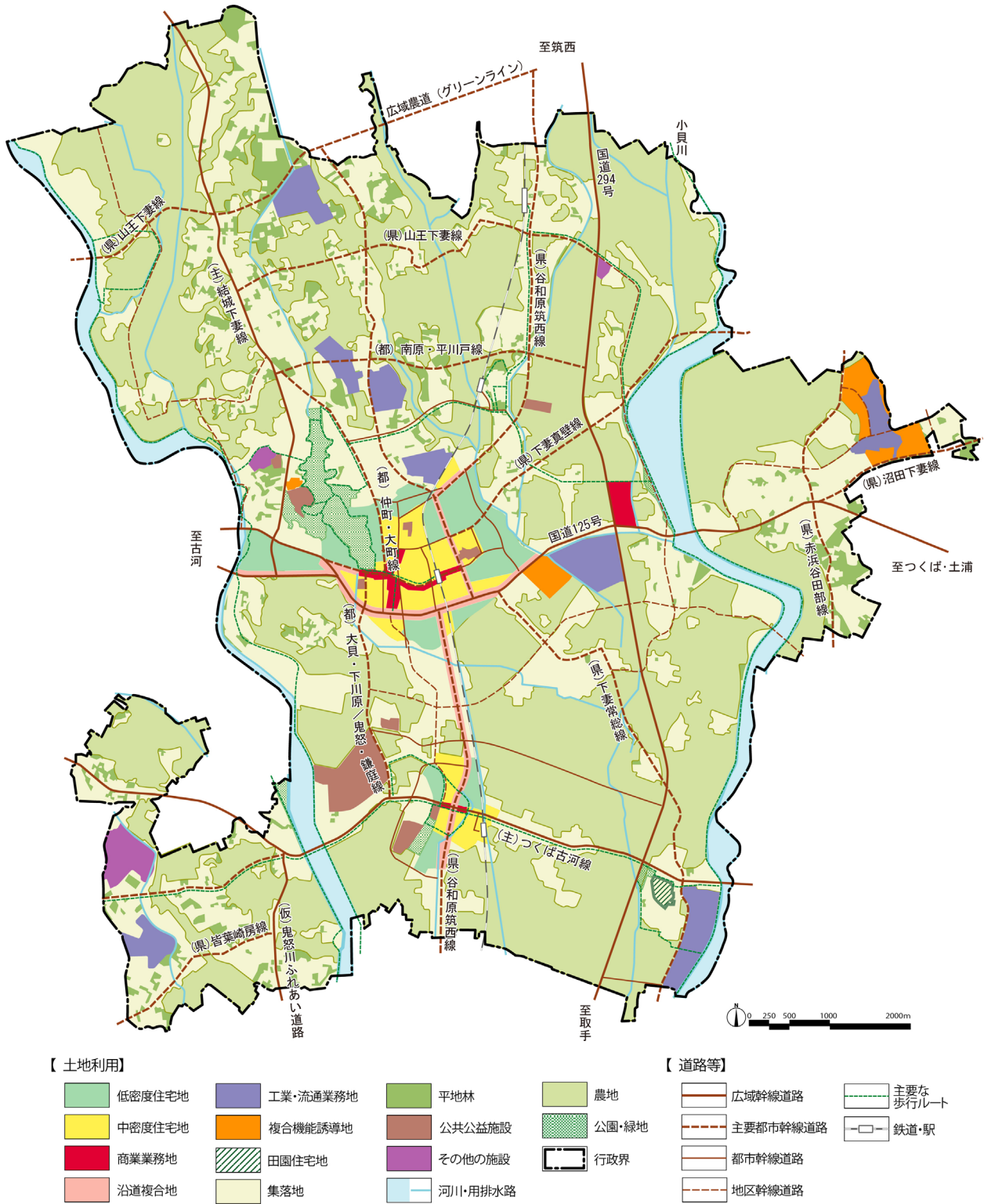
b. バス交通

高齢化に伴い、交通弱者が増加していきます。そのため、誰もが安全快適に交流や活動の拠点等に出かけることができるよう、バス事業者に現状路線の維持・確保を要請するとともに利用促進に努めます。

(4) その他の交通施設の整備方針

現在確保されている駅前広場の機能・環境の維持・向上を図ります。
また、中心市街地などにおいて、共同駐車場の整備を誘導します。

◆土地利用及び道路整備の方針



※都市計画道路の再検討結果については、資料編参照

3. 公園・緑地の整備方針

本市の豊かな自然環境をできる限り保全するとともに、適正な公園・緑地の整備を進めます。また、その整備・維持管理にあたっては、市民の参加により進めます。

(1) 公園・緑地の整備

豊かな自然や歴史的環境を活かした公園・緑地を整備するとともに、高齢社会において必要性の高まる身近な公園の適正な整備に重点的に取り組みます。

a. 自然を活かした公園の魅力ある環境の維持・増進

湖沼や河川等の自然環境を活かした砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校の環境を適切に維持・増進し、広域からも多くの人々が訪れ楽しみふれあえる拠点としての魅力を高めます。

b. 身近な公園等の適正な整備等

公園の不足している地域において、必要に応じて近隣・街区公園、緑地を整備します。また、整備済の公園は、需要に対応した使いやすい公園として再整備に努めます。

c. 寺社境内地の保全と活用

寺社境内地及びその周辺の歴史的環境を保全するとともに、周辺住民の憩いと語らいの場として活用を進めます。

(2) 緑地の保全と緑化の推進

豊かな自然を極力保全するとともに、市街地内の緑化により、緑豊かな環境を保全、育成します。

a. 緑豊かな集落景観等を形成する緑地の保全

集落地内の平地林や河川沿いの樹林地を適切に保全管理していくため、緑地保全地区の指定、保存樹木の指定や助成制度等の活用、トラスト運動等の多様な手法の適用を検討します。

b. 緑豊かな街並みの育成

市街地においても緑豊かな街並みを形成するため、道路沿道の緑化や公共公益施設、個人住宅の緑化を進めます。

(3) 歩行者・自転車交通のネットワークの形成

鬼怒川、小貝川を水と緑の軸として位置づけ、その環境を保全整備するとともに、鬼怒川・小貝川・砂沼等の水辺をネットワークする歩行者専用道路、サイクリング道路、歩行者環境に配慮した生活道路等の整備により、回遊のネットワーク軸を形成します。

(4) 市民参加による公園・緑地の整備・活用

公園サポーター制度を広げるとともに、緑地協定、地区計画制度などの活用や新たな仕組みを検討し、市民とともに公園・緑地の整備・活用を進めます。

4. 排水施設の整備方針

降雨による自然災害を防止するとともに、生活の快適性の向上と河川の水質を保全するため、雨水及び生活排水施設の系統的な整備を進めます。

(1) 雨水排水施設整備の方針

河川や排水路、都市下水路の排水機能を高めるとともに、貯留浸透施設の整備や農地の貯留機能活用等の雨水流出量の削減に取り組み、あらゆる関係者により流域全体で行う流域治水への転換を図ります。

a. 河川の整備

河川の未整備区間の中で改修の必要性の高い、鬼怒川、小貝川及び内沼川、八間堀川の改修を関係機関に要望するとともに、尻手川、宇坪谷川の改修に努めます。なお、改修にあたっては、親水機能の育成や自然生態系の維持に配慮します。

b. 都市下水路、排水路の整備

整備済の愛宕都市下水路、竜沼都市下水路、江連都市下水路の適切な維持管理を行います。
排水路については、改修計画を検討し、計画に沿って流下断面不足の解消を促進します。

c. 雨水流出量の抑制

新たな市街地開発の実施、都市的土地利用への転換にあたっては、貯留施設の整備等による雨水流出量の抑制に努めるとともに、自宅や事業所における雨水の地下浸透施設の設置に向けた取り組みも検討します。
また、農地の保全により雨水流出調整機能を維持します。

(2) 生活排水施設整備の方針

生活排水の処理は、公共下水道を基本として、下水道の供用が開始されていない区域については合併処理浄化槽を設置するなど、総合的に対応していきます。

a. 公共下水道の整備等

小貝川東部流域下水道の整備促進を要望するとともに、小貝川東部流域下水道・鬼怒小貝流域下水道の関連公共下水道の整備を進めます。
また、供用区域における下水道の接続促進に取り組みます。

b. 合併処理浄化槽の普及等

公共下水道の早期整備が難しい地区については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

5. 人にやさしい都市づくりの方針

高齢社会に対応して、誰もが使いやすいやさしく快適な都市環境を形成するとともに、地域において助け合うことのできる基盤を形成します。

(1) 誰にでもやさしく快適な都市環境の形成

ユニバーサルデザインの考え方も踏まえて都市環境のバリアフリー化に取り組むとともに、快適な都市環境を整備します。

a. 歩行者空間のバリアフリー化

公共施設などを結ぶ主要な道路を中心に、歩行空間の確保や歩道交差部の平面化、歩行障害物の除去、視覚障害者誘導ブロックの設置などの整備に努めます。

b. 建築物のバリアフリー化

公共公益施設は、段差の解消やエレベーターの設置を進めます。大規模な商業施設などの人の集まる施設については、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。

また、高齢化に伴う身体能力の衰えに対応して、必要となる住宅の改善を支援します。

c. 快適な都市環境の整備

水路沿いへのベンチの設置、道路の交差点部における広場やベンチの設置に取り組みます。

(2) 身近な生活拠点の育成とネットワーク化

身近な生活圏において、生活利便施設や地区レベルの公共公益施設などの集積する身近な生活拠点を、地域住民の利用しやすい場所に育成します。

身近な生活拠点やその他の拠点と居住地を結ぶ道路の整備など、ネットワークの強化を図ります。

6. 安全な都市づくりの方針

都市防災への対応を図るとともに、交通の安全性の確保や犯罪防止に取り組み、都市の安全性を高めていきます。

(1) 防災性の向上

震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。

東日本大震災や関東・東北豪雨などの教訓を踏まえ、下妻市地域防災計画に基づく、災害に強い都市づくりを進めます。

a. 防災基盤の整備

震災時に避難・救援活動の拠点となる避難場所を地区の防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。

また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。

b. 市街地建築物の耐震・耐火化

下妻市耐震改修計画に基づき、本市の建築物の耐震診断及び、耐震改修を国、県や下妻市の関連計画との整合を図りながら進めます。

総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。

c. 自然災害への対応

河川改修や排水路整備、貯留施設整備等に加え、土地利用の制限や適切な避難を促す対策など、ハード・ソフト一体となった治水対策を、流域の関係者が協働して進めます（流域治水）。

(2) 交通の安全性の確保

歩行者、自転車の安全性を確保するため、歩道等の歩行者・自転車交通に対応した道路空間の整備及びスクールゾーンの指定や交通規制等を実施するとともに、交通安全施設や道路の隅切り等の整備を行います。

(3) 犯罪の防止

犯罪の発生を極力抑止する都市づくりを進めるため、公園等の整備にあたっては、公園の外からの死角を作らない等の工夫を行います。

また、防犯灯の計画的な整備により、歩行空間の適正な照度を確保します。

7. 景観形成の方針

下妻市には豊かな自然景観や歴史景観、これらの自然・歴史資源と調和した集落景観等、すぐれた景観が残されています。これらの景観を今後とも保全し、まちづくりに活用するとともに、市街地における都市景観づくりに取り組んでいきます。

(1) 豊かな自然景観の保全と育成

鬼怒川、小貝川などの河川や台地上の緑地・集落地が織り成す自然景観を、保全・育成していきます。

a. 緑と水辺のゾーンの保全・活用

鬼怒川や小貝川、砂沼などの水辺空間とともに、一体となって広がる河川緑地や公園などが、市民をはじめとして誰もが憩え、自然に親しめる緑と水辺のエリアとなっています。今後とも下妻市を代表する豊かな自然環境として保全に努めていくとともに、地域資源として積極的な活用を図っていきます。

b. 水と緑の景観軸の強化

鬼怒川や小貝川の水面とこれに沿って展開する緑地が、本市の自然景観軸を形成しています。河川の水質や沿川環境の維持管理と河川と一体となった公園の更なる魅力の向上により、水と緑の景観軸を強化します。

c. 集落地景観の保全

台地上の平地林、畑に囲まれた集落地の景観は、下妻市を代表する景観となっています。今後ともこの集落景観を保全していくため、無秩序な開発をコントロールするとともに生け垣や平地林の維持管理への助成制度等の活用について検討していきます。

(2) 固有の歴史的景観の保全

本市には大宝八幡宮をはじめとする寺社や小島草庵跡などの歴史的な景観ポイントが残っています。歴史的資源の保全・活用、周辺樹林地の保全等により、歴史景観を今後とも維持していきます。

(3) 市街地における都市景観の形成

市街地においては、周辺の豊かな自然環境や市の特色に配慮したデザインの都市空間整備を進めるとともに、地区計画、建築協定等により、良好な市街地景観を誘導します。